

平成28年度（2016年度）各部署戦略計画（重点取り組み）

部署名：健康福祉部

部署長名：酒井 勝宏

1 部署の取組方針

（平成28年度の方針を簡潔に記載すること。）

- だれもが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域住民・行政等の協働による地域福祉を推進するとともに、医療と介護の連携等による「地域包括ケアシステム」を構築する。
- 市民の健康意識を高め、いつまでも元気で暮らせるよう、地域社会が支援する健康づくり等を推進するとともに、健全な食生活のための食育を推進する。
- 「最後のセーフティネット」である生活保護制度を適切に実施するとともに、アウトリーチも含めた生活困窮者への包括的相談支援体制の充実を図る。
- 障害福祉サービスの標準的な給付基準を作成し、制度の的確な運用を推進する。

2 後期基本計画に掲げる7つの重点目標

<計画の推進に向けて>

- ① 市民と行政の協働による「新しい公共」の領域の拡充
- ② 行政マネジメントシステムの機能強化と効果的運用

<施策展開において>

- ③ まちの個性を生かし、高めていくまちづくり（宝塚ブランドの強化）
- ④ 子どもたちの成長を地域全体で支えるまちづくり
- ⑤ すべての市民が、安心を実感できるまちづくり
- ⑥ 環境の保全と、循環型社会の構築に向けたまちづくり
- ⑦ 超高齢社会に対応したまちづくり

3 宝塚市マネジメント方針2016をふまえた平成28年度の施策・事業展開

（宝塚市マネジメント方針2016をふまえた各部署における平成28年度の施策・事業展開の概要、成果目標等を記入すること。重点化の内容・手法等も記載すること。項目はなるべく絞ること。）

No.	取り組み事項	概要	成果目標	重点目標との関係
(1)	すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・住民相互の支援活動を促進するため、モデル地区における地域づくりを支援する。 ・災害時要援護者の個別支援を円滑に実施することができるよう、介護保険事業者や障害福祉サービス事業者の協力を得て、地域住民の取組を支援する仕組みを整備する。 ・市民協働のまちづくりについて、市の部局横断的な連携による課題対応能力の向上を図る。 ・専門職視点から地域における課題を検討する地域ケア会議や、住民視点から行政、住民、専門職が協働で課題を検討し、取組や制度への展開を行うセーフティネット会議を適切に運営することによって、地域資源の発掘、有効活用を行う。 	地域社会の多様な支え手によるネットワークを充実させるとともに、高齢者や障がい者、生活困窮者を含めた支援体制を整える。	① ⑤ ⑦
(2)	医療と介護の連携を含めた「地域包括ケアシステム」の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年を目途に、本市の「地域包括ケアシステム」を構築するため、以下の取組を関係機関・団体と協働で推進する。 ①医療と介護の連携において、在宅医療相談窓口（仮称）の設置を検討するとともに、在宅医療に関する市民講座の開催等の啓発活動を実施する。 ②認知症対策について、「認知症初期集中支援チーム」の設置、認知症ケアパスの推進等を検討する。 ③介護予防について、ケアマネジメント能力の向上を図るため、多職種による事例検討会を市内7ブロックごとに実施する。 	「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、医療と介護の連携等を推進する。	① ⑤ ⑦

(3)	超高齢社会に対応したまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「エイジフレンドリーシティ」の取組において、庁内外の関係機関・市民の意見を聴きながら、年度内に行動計画を完成させる。 ・併せて、知識経験者や地域活動に識見を有する方などを助言者とし、行動計画の推進体制を整備し、具体的な取組に着手する。 ・次期「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向けて、アンケート調査を実施するとともに、配食サービスや特別養護老人ホームの整備のあり方などの諸課題を整理する。 	高齢者をはじめ、すべての市民にやさしいまちづくりを推進し、高齢者が支え手となる地域社会を実現し、超高齢社会の多様な課題に対応する。	① ⑤ ⑦
(4)	市民の健康意識の向上と健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「国民健康保険データヘルス計画」に基づき、糖尿病性腎症重症化予防事業など、効果的・効率的な保健事業の実施に取り組む。 ・平成27年度(2015年度)策定の「第2次たからづか食育推進計画」に基づき、食育施策のさらなる展開に取り組む。 	健診受診率の向上や健康寿命の延伸、食に留意する市民の割合の増加を図る。	⑤
(5)	母子保健事業の推進と感染症予防対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診を円滑に実施するとともに、「5歳児発達相談」の取組を拡充し、就学前からの発達障がい児や保護者への支援を充実する。 ・妊婦健康診査費助成額の増額により、妊娠中の女性への支援を充実する。 ・妊娠・出産包括支援事業を開始し、妊娠期からの相談指導による早期支援体制を整備し、関係機関との連携を強化する。 ・予防接種の接種率の向上を図るとともに、新型インフルエンザ等に係る住民接種体制について、引続き、検討を進める。 	安心して子供を産み、育てられる地域づくりを推進するとともに、感染症の発生及びまん延を防止する。	④ ⑤
(6)	障がいのある人や高齢者等の権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、高齢者等の権利擁護、成年後見制度の利用促進等を推進するため、「権利擁護支援センター」を中核とする権利擁護支援体制を充実させる。 ・平成28年(2016年)4月の「障害者差別解消法」の施行を踏まえ、以下の取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①平成27年度に引き続き、障がい者差別解消条例の策定手続きを推進する。 ②「第4次障がい者施策長期推進計画」(平成23(2011)年度～平成32(2020)年度)の一部見直しを実施する。 ③本市の職員対応要領(平成27年度内策定)について、職員向け研修を実施する。 ④障がい者差別に関する相談、紛争の防止・解決の取組を推進するためのネットワークづくりの仕組みとして、「障害者差別解消支援地域協議会」を設置する。 ⑤障がいや障がいのある人への理解を深めるための啓発事業を実施する。 ・認知症高齢者等の権利を擁護する観点から、市民後見人の養成など、市民を中心とした支援体制を構築する。 ・手話言語条例(仮称)を制定するとともに、当該条例に基づく市民啓発や職員研修等を実施する。 	高齢者・障がい者の権利侵害、障がい者の差別を解消するとともに、権利擁護の支援体制を充実させ、高齢者・障がい者の人権を守る。	⑤ ⑦

(7)	障がいのある人の生活の場の確保や就労支援、福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が地域社会で自立し、安心して暮らせるよう、障がい者相談支援を強化し、グループホーム、地域活動支援センター等の施設整備を促進する。 ・医療ケアが必要な重度の身体障がいのある人が安心して地域で生活することができるよう、ケア体制の充実を図る。 ・障がいのある人の就労支援については、発達障がい者の就労支援に取り組むとともに、「障害者優先調達推進法」による障がい者支援施設等からの物品調達・役務の提供を拡大し、調達方針の目標を達成する。 ・障害福祉サービスの適切な利用を確保するため、標準的な給付基準(ガイドライン。平成27年度内策定予定)に基づく計画相談を実施する。また、介護保険との併給やガイドヘルプについても、ガイドラインの策定に取り組む。 ・障がい者団体から要望を受けている「障害者総合福祉センター」の整備について、引き続き、当該団体等と協議し、整備可能な方策について検討する。 ・第4期障害福祉計画に基づく「地域生活支援拠点」及び「基幹相談支援センター」について、自立支援協議会において、その設置・運用等を検討する。 	障害福祉計画に掲げる年次的な障がい福祉サービスの数値目標を達成し、障がいのある人が基本的人権の享有主体として、尊厳ある日常生活や社会生活が営めるようにする。	⑤
(8)	適切な生活保護制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度による支援が必要な人に対し、確実に保護を実施するとともに、就労支援プログラム等の活用により生活保護からの脱却・自立促進を推進する。 ・精神疾患のある精神障がい者である保護受給者への相談及び年金調査体制を強化するとともに、収入申告書等の徴取を確実に実施し、保護費の不正・不適切受給を防止する。 	生活保護制度の適切な実施を確保するとともに、就労支援等による生活困窮状態からの脱却を図る。	⑤
(9)	適切な生活困窮者自立支援制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者が困窮状態から脱却し、その自立を促進させるため、相談支援体制の強化を図る。 ・庁内・庁外の関係機関が生活困窮者を発見し、アウトリーチも含め、包括的に支援するためのネットワークを構築する。 	生活困窮者の経済的な生活困窮状態からの脱却、社会的孤立等の複合的課題の解消を図る。	⑤

4 実施計画事業、その他の新規・拡充事業（予定）

（新規・拡充事業については、事業の規模や事業費の額に関わらず挙げるこ）

	事業名	上記3との関係
(1)	生活支援体制整備事業(モデル地区における生活支援活動を通じた地域づくりのための取組支援)	(1)
(2)	包括ケア推進事業(市民向け在宅医療講演会(3回シリーズ))	(2)
(3)	介護予防支援事業(アセスメント能力向上研修)	(2)
(4)	認知症施策事業(認知症ケアパス、コミュニケーションツール印刷製本費)	(2)
(5)	エイジフレンドリーシティ推進事業	(3)
(6)	介護保険アンケート実施及び計画策定支援事業委託(第7期事業計画策定)	(3)
(7)	介護保険システム改修事業(介護認定審査業務及び地域密着事業事務移譲への対応)	(3)
(8)	介護報酬請求審査支払事務の国保連委託(介護予防事業の介護予防事業の事務移譲への対応)	(3)
(9)	高齢者社会参加・健康促進事業(軽度障がい者へのバス・タクシー助成の追加)	(3)
(10)	介護予防・日常生活支援総合事業(拡充;「いきいき100歳体操」会場数)	(3)
(11)	妊娠・出産包括支援事業(新規;母子保健コーディネーター配置、産前・産後サポート事業)	(5)
(12)	母子保健健康診査事業(拡充;妊婦健康診査費助成)	(5)

(13)	母子保健相談指導事業(拡充;5歳児発達相談事業)	(5)
(14)	宝塚市第4次障がい者施策長期推進計画(後期計画策定)	(7)
(15)	権利擁護支援事業(障害者差別解消支援地域協議会経費)	(6)
(16)	障害者相談支援事業(拡充;相談員増)	(7)
(17)	グループホーム等障がい者福祉施設設備改修費補助(スプリンクラー設置)	(7)
(18)	地域活動支援センター及び小規模通所援護事業(新規開設分)	(7)
(19)	身体障害者支援センター指定管理事業(嘱託医報酬、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士に係る人件費)	(7)
(20)	介護職員等によるたんの吸引等のための研修会受講費補助及び地域生活支援事業報酬加算	(7)
(21)	地域生活支援(日中一時支援)事業(拡充)、身体障がい児者入浴確保	(7)
(22)	在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業(拡充)	(7)
(23)	発達障がい者就業・生活支援センター(拡充)	(7)
(24)	障害福祉計画(第4期)における地域生活支援拠点整備事業	(7)
(25)	障がい者施設整備費償還金補助事業	(7)
(26)	ワークプラザ修繕事業	(7)
(27)	安倉南支援センター階段室塔屋外壁修繕事業、所管施設大規模修繕事業	(7)
(28)	生活保護適正実施推進事業(拡充;レセプト管理システム整備)	(8)
(29)	生活困窮者自立支援事業(拡充;自立相談支援事業委託(相談員増))	(9)

5 行財政改革の取り組み

※行財政運営に関する重点取組項目(平成28年度～)及び行財政運営アクションプラン(平成23～27年度)に基づく継続した取り組み等について、事務事業レベルで具体的に記入すること。

行財政運営アクションプラン				重点取組項目		具体取組項目名 内 容(事業の縮小、実施手法の改善等)	成 果 (効果額等) (単位:千円)
目指す方向性	推進項目	取組項目	No.	表番号	No.		
3	(1)	③	1			封筒裏面の有料広告の掲載 介護保険料決定通知書発送封筒裏面の空きスペースに有料広告を掲載し、新たな歳入を確保する。	
3	(1)	②	1	1-2	3	介護保険料滞納対策強化 滞納対策を実施し、徴収率アップに努める。「介護保険料債権管理マニュアル・介護保険料徴収計画書」に基づき、訪問・電話による滞納者の生活実態を把握し、きめ細かな納付相談が実施できるよう、体制を強化する。	7,100
1	(2)	②	1	2	4	標準的な給付基準(ガイドライン)に基づく障害福祉サービス費の適正化 障害福祉サービスの標準的な給付基準(ガイドライン)を平成28年(2016年)6月までに策定し、10月から施行し、障害福祉サービス費の適正化を図る。	
1	(2)	①	1	1-2	2	介護給付の適正化 個別のケアプランや介護報酬の請求の内容を確認し、不適切なサービスが提供されていると思われる場合は事業者を確認する。また、必要に応じて、ケアマネージャーや事業所へ指導・監査等も併せて実施する。	
3	(1)	②	18	2	29	生活保護返戻金回収事務の適正化 生活保護費の適正な支出を行い、返戻金の発生を抑えるとともに、既存の返戻金対象者については確実な回収に努める。	